

雇用保険二事業における各事業の実施状況

事業名 (事業番号)		育児・介護雇用安定等助成金（代替要員確保コース）（20-114）				
実施主体		（財）21世紀職業財団				
事業概要		育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた事業主に支給				
年 度		平成 17	18	19	20	21
予算額 (千円)		430,950	220,100	155,350	486,250	273,000
目標 と 評 価	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得率、小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率が以下を上回るとともに、「子ども・子育て応援プラン」に掲げられた今後の社会の姿（※）の実現に向けて取り組む。 ・育児休業取得率 男性 0.56% 女性 70.6%（平成16年度実績） ・小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率 10.5%（平成16年度実績） ※・育児休業取得率 男性 10% 女性 80% ・小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率 25% 	当該企業における育児休業の取得後の復職率 90%以上	当該企業における育児休業の取得後の復職率 90%以上	本助成金の支給対象となった企業における育児休業の取得後の復職率90%以上	本助成金の支給対象となった企業における育児休業の取得後の復職率 90%以上
	実績の達成度合い	①未達成（男性 0.50%女性 72.3%） ②達成（実績 16.3%）	達成（実績 95.2%）	達成（実績 94.7%）	達成（実績 95.6%）	—
	事業執行率	50%（213,750千円／430,950千円）	支給件数 129% （1,371件／1,064件） 支給額 136% （300,250千円／220,100千円）	支給件数 185% （1,131件／613件） 支給額 158% （246,200千円／155,350千円）	支給件数 64%（1,164件／1,813件） 支給額 48% （233,300千円／486,250千円）	—
	評価結果	18年度施行状況を見て判断。	A	A	B	—

〈調査結果〉

1 運営費等の見直し（項目 1（1）－エ関係）

（事列表 42（育児・介護雇用安定等助成金（ベビーシッター費用等補助コース）（20-112）参照）

2 申請書類の簡素化（項目 1（2）－イ関係）

育児・雇用安定等助成金（両立支援レベルアップ助成金）支給要領（第 8 支給申請手続 1 支給申請（2）代替要員確保コース）によれば、「なお、上記ア（労働協約（写）又は就業規則（写））及びケ（一般事業主行動計画策定・変更届（写））について、既に当該申請を行ったことのある事業主で、その内容に変更がない場合は、再度の提出を必要としないものとする。」とされている。

今回、本助成金の支給申請書について抽出調査したところ、同一事業主からの 1 人目の支給申請に添付されていた就業規則（写）、一般事業主行動計画策定・変更届（写）等の書類が、翌月に行われた 2 人目の支給申請においても添付されているなど、上記の支給要領の内容が徹底されておらず、事業主の負担となっている。

〈支給申請のたびに添付させられていた書類（A社の例）〉

同一事業主からの平成 20 年 9 月 30 日付け支給申請（1 人目）に添付されていたにもかかわらず、平成 20 年 10 月 31 日付け支給申請（2 人目）にも添付させられていた書類

- ・就業規則（変更）届（平成 9 年 4 月 3 日付け 伊丹労働基準監督署印）（写）
- ・従業員代表からの意見書（平成 9 年 3 月 25 日 公印なし）及び就業規則の（写）
- ・就業規則（変更）届（平成 13 年 1 月 31 日付け 伊丹労働基準監督署印）
- ・従業員代表からの意見書（平成 13 年 1 月 31 日 公印なし）及び就業規則の（写）
- ・育児休業規定（平成 13 年 1 月 31 日付け 伊丹労働基準監督署印）（写）
- ・就業規則（変更）届（平成 17 年 4 月 19 日付け 伊丹労働基準監督署印）
- ・従業員代表からの意見書（平成 17 年 4 月 1 日 公印あり）及び就業規則の（写）
- ・一般事業主行動計画策定届（平成 20 年 9 月 5 日付け 兵庫労働局印）（写）

3 評価の実施状況（項目 3－ア関係）

（事列表 42（育児・介護雇用安定等助成金（ベビーシッター費用等補助コース）（20-112）参照）（再掲）

4 評価手法（アンケート調査）（項目 3－イ関係）

厚生労働省は、平成 20 年度において、「本助成金の支給対象となった企業における育児休業の取得後の復職率 90%以上」を事業目標として設定している。これを受けて、（財）21 世紀職業財団は、支給申請を行った事業主に対し、同年度末にアンケート票を送付、回収することにより目標達成率を算出している。平成 20 年度の目標達成率の算出方法は以下のとおりであり、同財団は、当該算出方法について、厚生労働省と協議しつつ、決定したとしている。アンケートの結果は、下表のとおりである。

<目標達成率の算出方法>

目標達成率＝当該年度に支給した事業主における育児休業終了者のうち年度末現在の
在職者数（注1）÷当該年度に支給した事業主における育児休業終了者数（注2）×100

（注）1 本助成金の支給対象となった労働者だけでなく、本助成金の支給申請を行った事業主において育児休業を終了したすべての労働者で、年度末時点で在職する労働者数

2 本助成金の支給対象となった労働者だけでなく、本助成金の支給申請を行った事業主において、当該年度に育児休業を終了したすべての労働者数（助成金の支給対象とならない復職しなかった休業者も含む。）

表 アンケートの実施状況

（単位：か所、%、人）

区分 年度	送付事業所 数	回答事業所 数	回収率	労働者数(a)	在職者数(b)	目標達成率 (b/a)
平成 18	1,019	819	80.4	1,586	1,510	95.2
19	710	565	79.6	1,116	1,057	94.7
20	756	622	82.3	1,367	1,307	95.6

（注）当省の調査結果による。

しかし、上記の算出方法は、事業の仕組みと異なり、育児休業取得者の休業終了後の継続就業の状況を把握するものとなっており、復職の状況を的確に把握するものとなっておらず、把握方法の見直しを検討すべきと考えられる。